予備試験

令和6年予備試験 論文式試験分析会 民法 講師レジュメ

上三 東京リーガルマインド



LL24827

令和6年予備試験・民法

設問1(1)

- C→D 所有権に基づく物権的返還請求権としての土地明渡請求
 - 所有権取得原因=相続させる遺言(特定財産承継遺言(1014Ⅱかっこ書))
 - ※いわゆる「相続させる」旨の遺言の法的性質
 - : 遺言書の記載から遺贈(964)と解すべき特段の事情のない限り、遺産分割方 法の指定(908)である
 - (::遺言者は相続によって自己の遺産を特定の相続人に帰属させることを意図 していたものと解されるから、遺贈ではなく遺産分割方法の指定と解する ことが遺言者の合理的意思に合致する)
 - →当該遺言において、相続による承継を当該相続人の意思表示にかからせたなど の特段の事情がない限り、遺産分割手続を経ることなく、何らの行為を要せずし て被相続人死亡時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される
 - (::遺産分割手続を経ることなく遺言の効力発生と同時に、特定の相続人に特定 の遺産の権利が移転するとするのが遺言者の合理的意思といえる)
- D→C ①Bの法定相続分2分の1について
 - 899条の2第1項に基づく反論(=相続による権利の承継は、遺産の分割による ものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備 えなければ第三者に対抗できない(899の2I)
 - →特定財産承継遺言であっても、Cは自己の法定相続分を超える部分(=Bの法定相続分)については対抗要件が必要であり、先立つ対抗要件を備えた第三者たるDが確定的に権利取得する(Dは「第三者」←定義に該当)
 - →Dの当該反論は認められる

②Cの法定相続分2分の1について

【原則論】

当該持分についてBは無権利者である以上、Dは承継取得することはできない (無権利者は「第三者」にあたらず、Cは登記なくしてDに対抗可)

※B単独名義の登記をDが信じたという事情があったとしても、登記に公信力はないため、当然にDが権利取得することはない

【94条2項・110条類推適用による保護(想定されるDの反論)】

- ・そもそもCに帰責性が認められるか?(Bが遺産分割協議書等の必要な書類を 偽造して所有権移転登記手続をしたとの事情からは帰責性を否定することも 十分考えられる)
- · Cの帰責性を肯定した場合
 - →DがBD売買当時、持分2分の1はB無権利であることにつき善意かつ無 過失であれば(∵意思外形非対応型、判例)、Cの法定相続分2分の1につ いてもDが権利取得する(=結果、Dの単独所有となる)

※94条2項・110条類推適用を否定した場合

- →乙十地はCとDの各2分の1ずつの共有となる
- →もっとも、この場合でも、Cは持分の過半数を有していないため、管理行為の 決定として自己を使用者とすることはできず(252 I)、結局、Cの明渡請求は 認められないことになる(249 I)

(要件事実論としてみると、訴訟物との関係では、94 条 2 項・110 条類推適用の反論は必ずしも必要ないといえる) cf)対価償還請求(249Ⅱ)の問題

結論=Cの法定相続分2分の1の帰属がいずれであれ、Cの明渡請求は認められない

設問1 (2)

- A (失速宣告者→取消し)
 - ↓相続
- B (悪意)
 - **↓** ①
- E (善意)
 - $\downarrow \bigcirc$
- F (悪意)
- A→F 所有権に基づく物権的返還請求権としての土地明渡請求
- F→A EF売買による承継取得(Aの失踪宣告が有効であることを前提)
- A→F 失踪宣告の取消し(32 I 前段・121)の主張
- F→A Eは、BE売買当時、Aの生存につき善意であるため、AはEに対して失踪宣告の 取消しを対抗できない結果 (32 I 後段)、Eは確定的に権利取得し(絶対的構成)、 Fは承継取得可能との主張
- A→F 32 I 後段は受益者・転得者双方の善意を要求する(∵失踪宣告者保護の要請、判例) →Fが悪意である以上、Fの権利取得は認められない

結論=Aの明渡請求は認められる

※32 I 後段は受益者の善意のみで足り、転得者の主観は問わない(::取引安全の保護、 通説)とした上で、FがEをわら人形として介在させたと評価できる本件の事情の下 においては、信義則上(権利濫用として)Fの権利取得を認めない、との法律構成も 考えられる

設問2(1)

G→J 不当利得返還請求 (703、704)

【要件充足性の検討】

- ①他人の財産又は労務によって利益を受けたこと(受益)
- ②他人に損失を及ぼしたこと(損失)
- ③受益と損失との間に因果関係があること(「そのために」)
- ・社会通念上の因果関係があれば足り、直接の因果関係までは不要(判例) (=中間介在者がいても、社会通念上の因果関係があれば肯定され得る)
- ④法律上の原因がないこと
 - =公平の理念からみて、財産的価値の移動を当事者間において正当化するだけ の実質的理由がないこと
- ※ 「に受益(①) があったといえるか→○

誤振込みと預金債権(最判平8.4.26)

「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得する」

- ※Gの損失(②)、受益と損失との間に因果関係(③) は肯定できる
- ※ I の受益には法律上の原因はない(④)
 - (:: J名義口座への入金を正当化する実質的根拠なし、組戻手続きという銀行実務上の 一般的な取扱いの存在)

結論=Gの不当利得返還請求は認められる

設問2(2)

G→L 不当利得返還請求 (703、704)

【要件充足性の検討】

- ・Lの受益(弁済として500万円を受領)、Gの損失(500万円の出捐)は認められる
- ・社会通念上の因果関係? (Lからの反論①に対応)
 - → (事実 16)「Jは、同口座から現金 5 0 0 万円の払戻しを受けており、それにより 同口座の残高は 0 円となっていた。同口座は、ここ数年間残高は 0 円であって、 本件振込み及びその払戻しを除き、入出金は行われていなかった」
 - →一般財産への混入はなく、社会通念上の因果関係が認められる
- ・Lの受益に「法律上の原因なし」? (Lからの反論②に対応)
 - →法律上の原因がないこと=公平の理念からみて、財産的価値の移動を当事者間に おいて正当化するだけの実質的理由がないことをいう
 - →銀行実務上、組戻しに応じて J はGに返還すべきである金銭(仮に、J が組戻しに 応じなくとも、設問 2 (2)で検討したとおり、G との関係では不当利得として J は返還しなければならない金銭である)を自己の債務の弁済に充てた事実関係は、 横領金による弁済の場合と同様と評価できる
 - →弁済受領者が、受領時において、弁済金が誤振り込みの金銭であることについて悪意または重過失があるときは損失者との関係では法律上の原因は認められない (判例)
 - →Lは受領した 500 万円につき、受領時にJから誤振り込みによるものであること を聞いており、弁済金が誤振り込みの金銭であることにつき悪意であった
 - =Gとの関係でLの受益には法律上の原因はない

結論=Gの不当利得返還請求は認められる

上 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

LL24827